

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸 外265名

被告 国 外1名

## 求釈明申立書

2013（平成25）年4月18日

水戸地方裁判所民事第2部 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 河 合 弘 之



原告は訴状55頁において、福島第一原発事故とチェルノブイリ原発事故を例に引いて、『このような甚大な被害を生じさせる原発の重大な事故が「万が一にも起きないこと」が保証されていなければ原発は運転してはならない』と主張した。

これに対して、被告日本原電は、答弁書19頁下から6行目以下において「その余は争う」として争っている。そして、答弁書73頁以下において判例を引用しつつ、原発について「絶対的安全性」は要求されていないと主張している。

そこで、以下の通り求釈明をする。

- (1) 2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原発事故が重大事故であることは何人も争わない。したがって、「重大な事故が絶対に発生しないこと」が求められているとの原告の主張は、「原発の運転において、福島第一原発事故と同等もしくはそれ以上の事故が絶対に発生しないこと」が要求されている

という主張である。

被告日本原電は、原告のこの主張を争うのか、認めるのか。

(2) 被告日本原電の主張する原子力発電所の備えるべき「安全性」とは、本件発電所設置許可処分取消訴訟高裁判決から引用している「科学技術を利用することによって得られる社会的な効用、利便等との対比において、その危険の内容、程度や確率等が社会通念上容認できるような水準以下にとどまると考えられる場合には、その安全性が肯定される」というものである。そこで求釈明する。

① 福島第一原発事故は、社会通念上容認できる事故なのか否か。

② 容認できると考えるのであれば、その理由を明らかにされたい。

③ 容認できないと考えるのであれば、その理由を明らかにされたい。

(3) 被告日本原電は、東海第二原発が福島第一原発の事故と同等もしくはそれ以上の重大事故を起こす危険性が絶対には言わないが、その発生確率は社会的に無視し得る程度に低いから東海第二原発の運転は容認されると主張するのか。

以 上